

1. 件名「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 HTTR 原子炉施設の新規制基準への適合性の確認に関する事業者ヒアリング（196）」
2. 日時 令和2年5月25日（月）13時42分～17時12分
3. 場所（1）原子力規制庁10階南会議室他
（2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構東海本部
（3）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所高温工学試験研究炉部
（注）本ヒアリングはWeb会議として実施した。

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 新基準適合性審査チーム

戸ヶ崎安全規制調整官、加藤安全審査官、片野安全審査官、榊見安全審査官、
島村安全審査官、荒川安全審査専門職、三好安全審査官、山田係員、石島技術参与

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者

大洗研究所 高温工学試験研究炉部長 他13名

5. 議事

- （1）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）大洗研究所（北地区）のHTTR原子炉施設の新規制基準適合性に係る設置変更許可申請書^{※1}のその他自然事象のうち、風（台風）に対する設計方針について、原子力規制庁から主に以下の点について事実確認を行った。
 - 風（台風）の荷重に対する設計については、平成2年の建設当時から設計方針を変更しておらず、今回の新規制基準に係る設置変更許可申請においても、観測記録を更新したのみであること。
 - 今回、新たに確認した新規制基準に係る設置変更許可申請においては、自然現象の組合せで、降灰荷重と組み合わせる風荷重として、平成12年の建築基準法改正後の風荷重を用いて設計している。一方、風荷重単独の検討は、今回設置変更許可申請では新たに確認していないため、平成2年当時のままの状況（建築基準法改正前の風荷重を用いて設計）であること。
 - 原子力機構は、HTTRの設置時の設工認申請において、風荷重そのものは地震荷重に比べて小さく（約1/10以下）、地震荷重も許容値に対して数倍の余裕を有していることから、仮に、現行の建築基準法に基づいて風荷重の再評価を行ったとしても、構築物の設計を変更するほどの有意な差が出るとは考えられないことから、現行の建築基準法を用いた設計確認を行わないとしていること。
 - 現行の建築基準法施行令において、保有水平耐力計算と限界耐力計算が構造計算方法として規定され、いずれの計算方法によってもよいとされているが、HTTRでは、建設当時から保有水平耐力計算を採用して設計しており、本設計方針については、建設当時から変更はなく、試験研究用等原子炉施設について準用する実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈

別記2においても、耐震設計において保有水平耐力による計算を行うことが規定されていること。

- (2) 原子力機構から、令和2年3月30日までに申請のあった HTTR 原子炉施設の新規制基準適合性に係る設計及び工事の方法の認可（以下「設工認」という。）申請（第1回～第4回）^{※2～5}に関し、申請の全体構成、分割申請の考え方、設置変更許可申請書^{※1}との整合性及び申請者として希望する分割申請ごとの審査の優先順位について、資料 HT-196-1 に基づき説明があった。また、各分割申請の概要について、資料 HT-196-2-1～5 に基づき説明があった。
- (3) 上記（2）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の点について明確にした上で今後審査会合において説明するよう伝え、原子力機構から了解した旨の回答があった。
- 工事が必要な申請については、工事を予定している時期及び期間
 - 補正が必要な場合その具体的な内容及び補正を予定している時期

6. その他

(1) 原子力機構からの配付資料

- ・ HT-196-1 HTTR 新規制基準に係る設工認の全体構成及び今後の予定について
- ・ HT-196-2-1 HTTR 新規制基準に係る設工認（第1回）申請の概要について
- ・ HT-196-2-2 HTTR 新規制基準に係る設工認（第2回）申請の概要について
- ・ HT-196-2-3 HTTR 新規制基準に係る設工認（第3回）申請の概要について
- ・ HT-196-2-4 HTTR 新規制基準に係る設工認（第4回）申請の概要について
- ・ HT-196-2-5 HTTR の設工認申請の分割内容と技術基準に関する規則との関係について

(2) 関係ページ

- ※1 日本原子力研究開発機構から HTTR（高温工学試験研究炉）の原子炉設置変更許可申請の一部補正を受理（令和2年3月23日ホームページ掲載）
- ※2 日本原子力研究開発機構から HTTR 原子炉施設の変更に関する設計及び工事の方法の認可に係る申請（第1回申請）の一部補正を受理（平成30年7月30日ホームページ掲載）
- ※3 日本原子力研究開発機構から HTTR 原子炉施設の変更に関する設計及び工事の方法の認可に係る申請（第2回申請）の一部補正を受理（令和2年3月30日ホームページ掲載）
- ※4 日本原子力研究開発機構から HTTR（高温工学試験研究炉）の変更に係る設計及び工事の方法を認可申請書（第3回申請）の一部補正を受理（平成31年4月25日ホームページ掲載）
- ※5 日本原子力研究開発機構から HTTR（高温工学試験研究炉）の変更に関する設計及び工事の方法の認可に係る申請（第4回申請）を受理（令和2年3月30日ホームページ掲載）